

令和5年第4回沖縄県議会

(11月定例会)

知事提出議案説明要旨

令和5年11月28日提出

沖 縄 県

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。

令和5年第4回沖縄県議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案3件、条例議案7件、議決議案12件、同意議案1件、認定議案20件の合計43件であります。

まずはじめに、予算議案について、御説明申し上げます。

甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に予算計上が必要な経費として、78億9,937万7千円を計上するものであります。

甲第2号議案「令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）」は、債務負担行為の補正として、「与那原マリーナ」の次期指定管理期間の指定管理料について追加補正するものであります。

甲第3号議案「令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補

正予算（第1号）」は、宜野湾浄化センターの既存施設の老朽化や流入汚水量の増加に対応するため、施設を改築・増設する必要があることから債務負担行為の限度額変更を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第7号議案までの条例議案7件のうち、主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例」は、不適正な会計処理の事案等が重ねて発生したことにより公務に対する県民の信頼を損ねたことに鑑み、令和6年1月1日から同年3月31日までの間において、知事及び副知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例」は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施するため、こども未来部を新たに設置するとともに、知事公室、子ども生活福祉部及び保健医療部を再編する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第7号議案「沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例」は、水道事業の円滑な運営を図るため、水道料金の額の適正化を図る等の必要があることから、条例を改正するものであります。

次に、乙第8号議案から乙第19号議案までの議決議案12件は、工事請負契約の議決内容の一部変更、事故等に関する和解、及び損害賠償の額の決定、公の施設に係る指定管理者の指定などについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、乙第20号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

す。

最後に、認定第 1 号から認定第20号までの議案については、地方自治法の規定により、令和 4 年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ、ウニゲーサビラ。